

# ○大府市マイクロチップ装着費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い犬及び飼い猫へのマイクロチップ装着を促進し、災害の発生時等において飼い主と離れてしまった飼い犬等の早期返還を実現するため、予算の範囲内において交付する大府市マイクロチップ装着費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い犬等 飼い犬及び飼い猫をいう。
- (2) 飼い主 飼い犬等の所有者をいう。
- (3) マイクロチップ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の2第1項のマイクロチップをいう。
- (4) 指定登録機関 法第39条の10第1項の指定登録機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、飼い主であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大府市内に住所を有する個人
- (2) 大府市税を滞納していない世帯に属する者
- (3) 飼い犬においては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条に基づく登録が済んでいる者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が、市長が指定する獣医師（以下「実施獣医師」という。）において、自己の飼い犬等（法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているもの及び法第39条の2第1項の規定により犬猫等販売業者が装着義務を負うものを除く。）にマイクロチップを装着する費用とする。ただし、1世帯につき飼い犬又は飼い猫の別なく2頭を限度とする。

2 補助金の額は、1頭当たり1,500円とする。

(実施獣医師の指定)

第5条 実施獣医師は、市が公益財団法人愛知県獣医師会に委託している犬の鑑札及び狂犬病予防注射済証の交付手数料の徴収事務を行っている獣医師その他市長が適当と認める獣医師で、希望する者を市長が指定する。

(実施獣医師の指定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実施獣医師の指定を取り消すことができる。

- (1) 取消しの申告があったとき。
- (2) 施術実施の報告及び補助金の交付の請求を著しく遅滞したとき。

(3) その他実施獣医師としてふさわしくない行為があったとき。

(補助の実施方法等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、実施獣医師の中からマイクロチップを装着させる獣医師を選定し、あらかじめ当該獣医師と装着を実施する日（以下「実施予定日」という。）を調整した上で、その日から起算して14日前までに、市長に大府市マイクロチップ装着費補助金補助券交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、実施予定日から起算して3日前までに大府市マイクロチップ装着費補助金補助券（以下「補助券」という。）（第2号様式）の交付を行うものとする。

3 補助券の交付を受けた申請者が、補助券に記載の委任条項（補助金の交付申請、請求及び受領に関する権限を実施獣医師に委任する旨の意思表示）に署名の上、実施獣医師に補助券を提示して飼い犬等へマイクロチップを装着させたときは、施術費用から補助券記載の補助金額の控除を受けることができる。ただし、補助券の有効期間は、交付を受けた日から実施予定日を7日経過した日又は3月31日のいずれか早い日までとする。

4 補助券を利用して装着を実施させた申請者は、装着を実施した日から30日以内に当該マイクロチップに記録された識別番号を指定登録機関に登録しなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第3項の規定により補助券の提示を受けてマイクロチップ装着を実施した実施獣医師は、装着を実施した日が属する月（以下「実施月」という。）の翌月10日（実施月が3月の場合は3月31日）までに、大府市マイクロチップ装着費補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）に提示された補助券を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び支払)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付を決定し、大府市マイクロチップ装着費補助金交付決定通知書（第4号様式）により当該実施獣医師に通知し、交付すべき補助金の額を支払うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 申請者は、補助券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、実施獣医師に委任して補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項の記載、又は不正の行為があったとき。

(2) 第7条第4項に定める登録を行わないとき。

(実績報告)

第12条 大府市補助金等交付規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、第8条に規定する補助金の交付申請をもってこれに代えるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた補助金の交付の申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

大府市マイクロチップ装着費補助金補助券交付申請書

年 月 日

大 府 市 長 様

申請者 住 所  
 (飼い主) 氏 名  
 電話番号

大府市マイクロチップ装着費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

チェックボックスには該当するものに☑を付けてください。

申請	<input type="checkbox"/> 1頭目 <input type="checkbox"/> 2頭目 ※犬猫は区別せずに通算します。 ※同一世帯で飼い主が異なる場合も通算します。			
装着対象  <input type="checkbox"/> 犬  <input type="checkbox"/> 猫	名 前			
	飼養場所			
	鑑札番号 ※犬のみ	年	号	
	生年月日	年	月	日 性別 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス
	品 種		毛 色	
実施獣医師名 又は動物病院名				
実施日の予約	<input type="checkbox"/> 予約している （実施予定日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 予約していない ※実施予定日が決まっていない場合は補助券を交付できません。			

(市使用欄)

市税滞納状況確認	
月 日	

第2号様式（第7条関係）

大府市マイクロチップ装着費補助金補助券

（表面）

大府市マイクロチップ装着費補助金補助券						
申請者（飼い主）		様			交付日	年 月 日
装着対象	区分	犬・猫	名前		性別	
			生年月日		鑑札番号 ※犬のみ	
実施獣医師名				実施予定日	年 月 日	
有効期限	年 月 日までに装着を実施させてください。 期限経過後の装着は補助対象外となります。期限内の装着が困難になったときは、速やかに 課（ - ）へ連絡してください。					

（裏面）

使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下記の委任状欄に自署の上、実施獣医師に提示してください。</li> <li>● 補助金額は<u>1頭あたり一律1,500円</u>です。実施獣医師に補助金額を差し引いた装着費用をお支払いください。</li> <li>● 装着を実施した日から30日以内に、マイクロチップに記録された識別番号（15桁）を指定登録機関に登録してください。詳しくは実施獣医師にお尋ねください。</li> </ul>
委任状	<p>表面記載の実施獣医師を代理人と定め、大府市マイクロチップ装着費補助金の交付申請、請求及び受領に関する権限を委任します。</p> <p style="text-align: right;">申請者（飼い主）氏名 _____</p>

第3号様式（第8条関係）

大府市マイクロチップ装着費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

大 府 市 長 様

動物病院名

受任者 実施獣医師名

大府市マイクロチップ装着費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、別添補助券に記載のとおり、別紙申請者から受任した補助金の交付申請、請求及び受領に関する権限により、マイクロチップ装着費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

実施月		月分	
補助金額（頭数） ※一頭あたり1,500円		円（犬 頭 / 猫 頭）	
振 込 口 座	金融機関名	銀行 農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
	預金種別	普通 当座	
	口座番号		
	フリガナ 名義人氏名		
添付書類	① 別紙 申請者一覧 ② 別添 補助券		

※ 実施月の翌月10日（実施月が3月の場合は3月31日）までに申請してください。



第4号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大府市長 印

大府市マイクロチップ装着費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました大府市マイクロチップ装着費補助金の  
交付について、大府市マイクロチップ装着費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記  
のとおり決定したので通知します。

なお、補助金は指定の金融機関口座に振り込みます。

記

金 \_\_\_\_\_ 円